

2026年度（令和8年度）地域における初期日本語教室運営業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務目的

外国人住民が増加する中、必要最低限の日本語を話すことが出来ないために、地域住民と日常的なコミュニケーションを取ることができない人や、生活に必要な情報を自ら入手できずに困る人が増えることが見込まれる。

社会生活を営む上で必要とされる最低限の日本語コミュニケーション能力を身に付けるため、日本語初学者の外国人住民に対し、日本語学習機会を保障するもの。

2 業務概要

(1) 業務名称

2026年度（令和8年度）地域における初期日本語教室運営業務

(2) 業務内容等

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月12日まで

3 委託費

委託費の上限は5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本業務の公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
 福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課
 電話：084-928-1002
 FAX：084-928-1229
 E-mail：tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール

項目	実施期間又は期日
公告	2026年（令和8年）3月19日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年4月2日（木）午後5時まで
質問書の受付期間	公告の日から同年3月27日（金）午後5時まで
質問に対する回答	公告の日から同年3月30日（月） 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ) に掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年4月2日（木）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）4月3日（金）
企画提案書受付期間	2026年（令和8年）4月3日（金）から 同年4月13日（月）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）4月14日（火）予定
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）4月20日（月）予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付方法

ア 配付期間

公告の日から2026年（令和8年）4月2日（木）（市の休日を除く。）の午前
 8時30分から午後5時まで

イ 配付方法

上記6(1)の場所での交付又は福山市ホームページに掲載

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

公告の日から2026年（令和8年）3月27日（金）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

多様性社会推進課宛ての電子メールに、質問書（別紙1）のファイル（ファイル形式

は、Microsoft Wordとする。)を添付し提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「2026年度(令和8年度)地域における初期日本語教室運營業務に関する質問」と記したうえで送信すること。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2026年(令和8年)4月2日(木)午後5時まで

(2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、4月2日(木)午後5時必着

※郵送の場合は、発送後に必ず多様性社会推進課へ電話連絡をすること。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出物及び提出部数

次のア～シの書類を作成し、各1部を提出すること。

(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式1)

イ 企業・団体の概要(様式2)(役員等一覧を添付すること。)

ウ 商業登記簿謄本(登記がある場合のみ。写しでも可。)

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

オ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式3)を提出すること。)

カ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書。)

キ 印鑑証明書(原本)

ク 使用印鑑届(様式4)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ケ 委任状(様式5)(契約締結等に関する権限を支社長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

コ 誓約書(様式6)

サ 受託実績報告書（様式7）

過去5年以内の受託実績について、概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等のいずれか）を添付（写しでも可）。

シ 業務実施体制（様式8）

※本市が必要と認める場合は追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された書類をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）4月3日（金）

参加申込書の提出者全員に、郵送等により参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）4月3日（金）から同年4月13日（月）午後5時まで（※郵送の場合は4月13日（月）午後5時必着）

(2) 提出場所

上記6(1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式9）1部

イ 企画提案書（本文）10部

次の項目について、企画提案書を作成すること。企画提案書の様式等は、A4サイズ10枚以内（内容のみの枚数。表紙や目次等は除く。）、文字の大きさは10ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。説明等は分かりやすい表現を用い、図表や写真等も適宜使用して、読みやすい構成とすること。

なお、企画提案書の審査については、「10 企画提案書の評価及び評価基準」のとおり。

(項目)

- (ア) 地域における日本語教育に対する考え方
- (イ) 本業務に取り組むにあたり重要と考える点
- (ウ) 本業務の実施方法（講師、カリキュラム、教材、受講募集の周知方法等）
- (エ) 地域における初期日本語教室受講者へのインセンティブに対する考え方及び提案
- (オ) その他独自の提案事項

ウ 見積書1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに地域における初期日本語教室運營業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。なお、契約候補者の審査に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・場所

2026年（令和8年）4月14日（火）市役所本庁舎9階多目的室（予定）

※開催時間については、後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 企画提案の所要時間

(ア) プレゼンテーション 15分程度

(イ) 評価委員からの質疑 10分程度

ウ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーション及び質疑応答は、企画提案書提出者との協議により、対面又はWeb会議システムで実施する。Web会議システムを活用する場合は、企画提案書提出者に別途詳細を通知する。また、当該システムの通信テストを2026年（令和8年）4月9日（木）に行うので、予め準備しておくこと。（テスト時間は別途通知する。）

エ 注意事項

(ア) 指定の時間に遅れた場合は、プレゼンテーションへ参加不可とする。

(イ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(2) 評価基準・評価項目

ア 別表「評価基準表」のとおりとする。

イ 評価の結果、評価委員の平均点が60点未満の者の提案は不採用とする。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価を基に市長が本業務の受注候補者を特定する。

(4) 選定結果の通知

2026年（令和8年）4月20日（月）予定

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は速やかに参加者に通知するとともに、福山市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(7) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。

1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

1.3 その他の留意事項

(1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。

(2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、

企画提案書を提出できないものとする。

- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとする。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者が提出できる参加申込書及び企画提案書は1件のみとする。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出するものとする。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、審査会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。